

令和3年第4回定例会

北本市健康福祉常任委員会会議録

令和3年12月8日開会

北本市議会

## 健康福祉常任委員会

1. 開会年月日 令和3年12月8日(水) 午前 9時00分

2. 出席委員 桜井 卓 委員長 岸 昭二 副委員長  
村田 裕子 委員 松島 修一 委員  
高橋 伸治 委員 渡邊 良太 委員

3. 欠席委員 (0名)

4. 説明のため出席したもの

福祉部

中村 稔 福祉部長 吉見 昭 障がい福祉課長

健康推進部

古海 史予 健康推進部長 佐々木由美子 保険年金課長

事務局職員出席者

古畑 良健 主 幹

開議 午前 9時00分

○桜井 卓委員長 ただいまから健康福祉常任委員会を開催します。

本日、高橋委員より遅刻する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

議事に入る前に、委員会傍聴についてですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、議員を含め3人を上限として傍聴を許可することとしますので、御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時00分

○桜井 卓委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりです。

本委員会に付託されました案件は、議案2件です。委員の皆様の慎重なる審査をお願いいたします。

また、質疑につきましては原則として3回までとなりますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定についての審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

渡邊委員。

○渡邊良太委員 それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。

今回、北本市障害児学童保育指定管理者の指定についてですが、恐らく公募だと思うのです

が、公募に応募してきた事業者は何者なのかと、今回、指定管理者として議案に出てきたこの事業所についてですが、指定の期間が3年間ということで、実績ある事業所についてですけども、なぜ5年ではなくて3年間という区切りで今回議案を出してきたのか、2点お尋ねいたします。

○桜井 卓委員長 障がい福祉課長。

○吉見 昭障がい福祉課長 お答えいたします。

応募されました事業者は1者です。

2件目の御質問ですが、なぜ指定の期間が3年間かということですが、今回の指定の期間につきましては、指定管理導入等のためのガイドラインにより規定されています新規に指定管理者制度を導入する施設以外の施設に当たるため、指定期間は3年から5年と規定されております。

障害児学童保育室の場合には、御質問のありましたとおり、既に、指定管理制度を導入している施設ではありますが、今年度、市の方針としまして初めて公募をしたため、3年間としたものでございます。

以上でございます。

○桜井 卓委員長 ほかに質疑のある委員の発言を求めます。

松島委員。

○松島修一委員 収益事業については、一定の金額が出ていまして、経費関係、今までの実績等見ますと、人件費のウエイトが結構高いですけども、この人件費については、昨今の動向等を踏まえて、的確に昇給とかそういったものを

確保できているのかどうか。今度の計画の中で。

それで、あと今まで退職金について全くなかったのですが、今年度ですか、決算の関係を見ますと退職金が出ているのですけれども、退職金もやっぱり人件費の一部になりますよね。

これは何か、収益の中に最終的には、キャッシュフロー上はずっと積み上がってきているのですけれども、本来は、退職金は、きちんと引き当てをしていなければいけないという状況なんですけど、単純にこれを見ると、収益の積み上がりのほうに、数字的に入っているのかなと思っているのですけれども、本来、確保すべきものはきちんと確保すべきだと思うのですが、その辺りについて見解を伺いたいと思います。

○桜井 卓委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時06分

再開 午前 9時07分

○桜井 卓委員長 休憩を解いて再開します。

福祉部長。

○中村 稔福祉部長 今、御質問のありました人件費のウエイトが高いということで、昇給等について確保できているのかという1点目の御質問でございますけれども、指定管理候補者からは、毎年、3か年の事業計画書が提出されておるところでございます。今年度の運営につきましては、報酬改定が行われたということもございまして、運営が厳しいというようなお話を伺っておるところでございます。そのあたりにつきましては、今年度、複数回にわたって、現指定管理者と協議を重ねてきたところで

ございます。

今回、この申請書、事業計画書が提出されるに当たりましては、そのあたりを見込んだ上での収支計画書ということで、我々といたしましては認識しているところでございまして、計画書を見ていただきましても、歳入が、毎年度若干ではございますけれども増えているという状況でございます。

人件費につきましても、これも若干ではございますけれども増えている状況にございまして、細かい詳細の、事業計画書の中身につきましては、全部の項目について確認を取ったところではございませんが、人件費の昇給等につきましても、そのあたりが考慮されているものと判断しているところでございます。

2点目の退職金につきまして計上されているというところでございますが、事業計画書の中で、退職金の記載がございましたでしょうか。

○松島修一委員 にはないよね。

ちょっといいですか。

○桜井 卓委員長 松島委員。

○松島修一委員 私がお尋ねしたのは、3年3月31日付の財産目録をちょっと見まして、その中に引当金の残高がありましたので、その辺何か、制度か何か新規につくったかなということで、ちょっとその辺感じたものですからお尋ねしたのですが、特にその辺については確認していないということであれば、それはそれで構いませんけれども。

○桜井 卓委員長 福祉部長。

○中村 稔福祉部長 今、松島委員がおっしゃられましたように、計画書ではそのような退職金の記載はございませんので、退職金の件についてはこちらでは確認しておりません。

○桜井 卓委員長 ほかに質疑はありませんか。  
岸委員。

○岸 昭二委員 まず最初に、基本的なことですけれども、報酬改定という言葉が出てきましたけれども、令和3年に報酬改定があったということで、内容を見ますと、大分、今までより厳しい状況がうかがえるのですけれども、そこら辺のところをまず説明いただきたい。報酬改定の後、厳しくなった状況を、まずそれが1点。

今回の指定管理の、やっぱり一番説明いただかなければいけないのは、ずっと200万円、200万円、203万2,000円、205万9,000円、205万9,000円と推移してきた指定管理料が、今回から260万円に上がると、3年間そういう内容になっていると。60万円上がるその要因についてはちゃんと説明いただかないと、やっぱり分からないですよ、それが、2点目。

3点目は、指定管理のものは、要するに、入札と違って、一番安いところに行くわけじゃないですよ。内容があつて金額があるわけですから、その260万円が内容に伴っていればいいわけですよ。

ですので、その内容というのは、私、説明を聞いた限りでは、今までずっと苦労しながらやってきたと。今回も人数増やすわけでもない、減らすわけでもない。内容については、何とか

きっちりと今までどおりやっていきたいみたいな、そんな内容について、200万円じゃなくて260万円の指定管理という。そのような内容で説明を受けてきたのですけれども、内容に関しても説明いただかないと、その内容と金額ですものね。が3点目になるのかな。

あと最後に、内容について説明してもらいたいだけでも、指定管理料だけの話をしましたが、令和1年、令和2年、令和3年のどこを見ればいいのか。歳入、歳出でもいいのだけれども、歳出を見ましょう。歳出を見ると3,059万円、これが令和1年、令和2年は2,840万円と、令和3年が2,724万円になっていますよね。一番どんどん下がってきた2,700万円の歳出の想定で、次の令和4年、令和5年、令和6年は大体2,690万円だから、2,700万円ぐらいで設定していますよね、その中身をね。

その指定管理の仕事といいますか、歳出。歳入に伴って、もちろん歳出があるんですけれども、仕事そのものの想定というのが、今まで一番厳しかったというか直近のデータ、その数字で、次の3年間も設定されているように思うのですけれども、それは今まで質問した内容と少しかぶりますけれども、そういう設計に、要するに令和4年以降の3年間は、そういう内容でいいのかということです。

だから、新たな事業をすとか、そういうことは考えていないと見えるんです、これから。この数字から見ますと。それについて伺います。

以上、4つか、5つ。

○桜井 卓委員長 確認しますね。

まず、1点目に関しては、報酬改定によって厳しくなっているかどうかというところについて。

○岸 昭二委員 というか、令和4年度に報酬改定があったと。

それだけでなく、それ以降、厳しくなったみたいな説明を受けたので。

○桜井 卓委員長 では、そこについて説明していただきたい。

2点目に関しては、指定管理料が200万円から260万円に上がることについての内容の、増額の要因の説明ということで、3点目も、その260万円というのが、内容が伴っているのかという、この2点目、3点目は近いかもしれない。

最後、4点目としては、過去3年から見ると、歳出がどんどん減ってきている中での2,700万円ということで、その内容が今までとどう違っているのかと、あるいは金額がこの金額にした理由ですね。

はい、そのあたりを説明していただければと思います。

障がい福祉課長。

○吉見 昭障がい福祉課長 それでは、1点目からお答えいたします。

まず、指定管理者の積算の関係ですが、令和3年度の報酬改定の影響によりまして、収入の給付金が減額となっております。人件費の削減、あるいは利用者の増加を図るなど、企業努力に努めたとしても、なお、不足する見込みとなっ

ています。

そのため、市と指定管理者で、安定した経営状況を持続させるための協議を行い、申請書が上がってきた段階で不足する金額の一部を指定管理料として増額し、残りを指定管理者が負担することとしたものでございます。

なお、債務負担行為の年間上限額260万円につきましては、当該年度の指定管理料を決定する際に、さらに精査をしております。

続きまして、60万円の増額の関係ですが、報酬改定に直接影響を受けました部分につきましては、児童指導員等加配加算減額、放課後等デイサービスの基本単価、区分の廃止代替措置、個別サポート加算等によりまして、117万5,788円が不足するとの事業者の積算となっております。この部分を、指定管理者と、市が指定管理料として負担をすることを申請があった段階で協議したものでございます。

以上でございます。

○桜井 卓委員長 はい、どうぞ。

○吉見 昭障がい福祉課長 4点目につきまして、これまでの平成29年から令和3年度までの指定管理事業と、今後4年度からの事業につきまして、事業の内容がどのように変更されているかということですが、指定管理の内容につきましては変更ございません、新しい事業はございません。

以上でございます。

○桜井 卓委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 分かりました。

説明はいただいたので、そのことについてはあれですけども、117万円、約120万円を、折半で、半々で60万円ということなんでしょうかね、今の説明ですとそうですよね。事業所が半分、こちらが60万円、プラス上乘せというのはそういうことですよ。今まで200万円が260万円になるわけですから。

それと、確認なんですけれども、要するに、人員見ても、全然増減はないわけですよ、そのパートの人の人数から何から。今までとすっかり同じ事業を、何とか今までどおり継続したいという、そういうことでいいわけですよ、内容が変更ないというのは。

普通は、指定管理というのはいろいろな業者が来て、新しい事業だとかいろいろなもの提案して、それで、「うちで少し高くなりますけれどもこういうことをやりますよ」とか、そういうもの。だから、当然内容とその金額というのは、非常に大事なことになるわけですけども、今の説明で、そういうことだということが分かりました。

逆に聞きますけれども、60万円の指定管理の上乗せで、本当に、今度は逆に、高くなる要因を今聞いたわけですけども、いろいろ説明聞いていると、逆に60万円の上乗せだけで、今までの内容のこの事業がきちんとできるのかどうなのかという、その辺りの、利用者がいるわけですから、事業がうまくいきませんでしたというわけにもいかないわけだよね。その辺りについての確証といますか、その辺りについては

いかがでしょうかというのが、それだけでいいです、それだけ聞かせてください。

○桜井 卓委員長 答弁をお願いします。

障がい福祉課長。

○吉見 昭障がい福祉課長 今回の60万円の増額で事業が行えるかというお話ですけども、先ほどお話ししました企業努力の中には、利用者を増やすということもございます。

です。現在の利用者を増やすことにより、さらに給付金額を増やしていくということにより、経営状態も安定していくということもございます。

また、現在は市内の利用者だけを受入れしておりますが、市外の利用者も積極的に受け入れていくことによりまして、利用者を増やして、給付収入を増やして、経営状態も安定をさせていくことにより運営をしていくことになっております。

以上でございます。

○桜井 卓委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 言っている意味は分かりますけれども、ただ、説明の中で、どこかのお店みたいに、お客さんをいっぱい増やせる内容の仕事をしているわけじゃないという、そういうことも重々分かっていますので、そんなに。

でも、いずれにしても企業努力をして、指定管理は60万円増だけでも、足りない分も企業としても努力して、そういう部分が確認されているということよろしいわけですよ。

終わります。

○桜井 卓委員長 高橋委員と村田委員はありますか、質疑は。

村田委員。

○村田裕子委員 すみません。平成30年と31年、あと令和2年の収支計算書の中で、令和2年だけ、収支の経常利益のほうが、通常の年ですと90万円弱ぐらいなのが、230万円ほど利益が上がっているという要因をお聞かせ願いたいということと、先ほどの御答弁で、今後、報酬改定で120万円ぐらい不足の見込みがあるといいますが、通常の収支差額を見ていると、90万円くらいは毎年例年残るとなると、その差額の30万円程度のよいのかなと思ったんですけども、これが、またさらに30万円ではだめで60万円ではないという要因は、令和4年から、そういう何か増える要因があるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○桜井 卓委員長 障がい福祉課長。

○吉見 昭障がい福祉課長 今、お話をいただきました令和2年の収支残高が黒字になっているというお話ですが、こちらは、先ほどもお話ししました令和3年度の報酬改定により、事業所の収入が大幅に減ることが分かっておりますので、できるだけ、令和2年度に節約をいたしまして、翌年度の減収に備えるというものでございます。

今のことと、2点目の部分に関連してくるところがあるんですけども、すみません。

○桜井 卓委員長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時27分

○桜井 卓委員長 休憩を解いて再開します。

福祉部長。

○中村 稔福祉部長 2点目の御質問でございますけれども、例えば、平成31年度、令和元年度の収支計算書を見ると、約90万円ぐらいの残が出ていているというところで、120万円不足することであれば、この差額の30万円程度ではないかという内容の御質問かと思うんですけども、まず、令和3年度から報酬改定が行われまして、実は、令和3年度の減収の見込みでございますけれども、先ほど120万円ということで御説明申し上げたところなんですけど、全体で申し上げますと、約400万円強の減収が予想されるところでございまして、先ほど冒頭で申し上げました、今年度、現在の指定管理者と協議を重ねていく中で、何とか企業努力と、あと、もともとの積み上げてきた法人のほうの財産というところ等も加味しまして、120万円が、それらを勘案しても不足するんだというところの話がございました。

それらから、その半分は、法人のほうで何とかもう少し頑張るというところで、残りの60万円を、今回、指定管理料の増というところで申請を上げてきたというような経緯を、申請書、上がった段階でのお話でお伺いしておりますので、それらをこちらの執行部でも検討、協議をいたしましたところ、従前の、今年度、令和3年度で申し上げますと205万9,000円が指定



管理料でございますが、令和4年度以降、毎年260万円ということで、約60万円弱の増ということでの申請で上がってまいりましたので、こちらについては、妥当ではないかというところで判断したところでございます。

○桜井 卓委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

高橋委員。

○高橋伸治委員 指定管理、恐らく北本市はもう15年ぐらいの歴史になるのでしょうか。

最初、指定管理の導入に関しては、直営にするか指定管理にするか、その施設を行政が決めて、それで、しっかりとどちらにするのか決めなさいということで始まったわけですが、そのときには、経費の削減とそれから質の向上ですかね、民間の知恵を入れるという目的であったのですが、継続して指定管理が続いてきているので、その辺りの直営をしたときのどういうコストで、どういう指定管理との違いがあるのかとか。

一方では、要するにブラックになる可能性もあるわけで、正当な指定管理料かというところを、最低入札価格じゃないけれども、そういうのを考えてやっていないような気もするんですけども、その辺の検討はどうなっているのでしょうか。

○桜井 卓委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時32分

○桜井 卓委員長 休憩を解いて再開します。

福祉部長。

○中村 稔福祉部長 こちらの障害児学童保育室につきましては、過去にさかのぼりますと平成11年当時から、現在の指定管理者の前身でございます障がい児の方がいらっしゃいます保護者のほうが運営を開始してきておりまして、利用ニーズの高まりから、市で現在の栄小の空き教室を整備して、市の障害児学童保育室として整備をしてきた経緯がございます。

平成23年度から指定管理者制度を、少しほかの施設からは遅れたのですが、導入をいたしまして、現在の指定管理者制度で、今年度まで3回の選定を行っておりまして、10年間、指定管理者制度で行ってきているところでございます。

こういった経緯もございますし、指定管理者制度自体が直営か指定管理者、公の施設は指定管理者による運営か直営ということで、どちらかを選択しなければいけないとなっておりますけれども、経費の面で申し上げますと、申請書で出ております令和2年度の事業活動計算書で申し上げますと、こちらの収益は全体で年間約3,000万円ということで、これを直営で、市の職員を配置して運営するというのは、もう人件費の面からだけでも行うことは難しいと考えておりまして、経費の面からだけで申し上げますと、先ほど申し上げましたその施設が設立された経緯等から考えますと、指定管理による運営が妥当ではないかと、市では判断しているところでございます。

もう一点、正当な指定管理料かというところ  
でございますけれども、基本、指定管理者のほ  
うから、指定管理の申請が上がってくる段階で、  
事業計画書を上げていただいております、そ  
れに基づいた上で、こちらで指定管理料を算定  
しておりますので、内容を見ましても、それが  
先ほどの言葉で申しますと、ブラックなのかと  
いうようなこともございましたけれども、そう  
いう状況ではないと。

ほかに、市内、指定管理者による運営の障  
害関係施設複数ございますけれども、そちらの  
状況等を見ましても、こちらの障害児学童保育  
室の人件費が目立って低いというような状況は  
ないと認識しております。

○桜井 卓委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 後半の部分ですけれども、どう  
してもそういう福祉系の労働をする方の賃金と  
いうのは、低めになるような構造的な問題があ  
るような気がしています。それで、最低賃金は  
クリアしているからいいんだということでも  
ないんじゃないかと思うんですね。

だから、直営でやった場合の人件費に対して、  
どのぐらいのめどみみたいなことがないと、同じ  
労働でありながら、いわゆる公営でやった場合  
には時間給で3,000円つきますよと。それで、  
そうじゃないときは1,200円ですよというので、  
いい状況なのかどうかということが疑問だった  
ので。

直営でやった場合の人件費との比較というも  
のは、データとしてお持ちでないということで

よろしいでしょうか。

○桜井 卓委員長 福祉部長。

○中村 稔福祉部長 今、高橋委員がおっしゃい  
ましたように、福祉系の人件費は総じて低いと  
いうのは、我々も認識しておりますのでござい  
まして、国のほうでも、介護福祉系の人件費を  
上げるということで、現在の国会でも、そのよ  
うな補正予算が計上されていると伺っておる  
ところでございます。

直営との比較ということでございますが、デ  
ータを持っているというところではございませ  
ん。総体的な比較で、直営での比較とは、もう、  
どうしても経費は直営のほうがかかるというこ  
とで考えておるところでございます。

○桜井 卓委員長 ほかに質疑はございますか。  
松島委員。

○松島修一委員 すみません、収支関係でちょっ  
と確認ですけれども、従来の決算の中身とこの  
収支計画見ると、歳入のところ、会費収入と  
か、それから寄附金収入とか、これが今まで結  
構大きなウェイトというか、結構大きな金額に  
なっていて、企業努力という部分だと思いま  
すけれども、それが確かに前年ですとだいぶ  
減ってきているなという感じはいたします。

プラスアルファの、NPOだから利益を出し  
てはいかんということはありませんので、利益  
を積み上げるのも必要なのですけれども、適度  
な利益は必要なのですけれども、こういった部  
分でさらに努力してもらえれば、この指定管理  
料、上限額という説明がありましたけれども、

これについては、定期的な見直しによってもう少しコスト削減できるのかなと私、思うのですけれども、それについての何か、打合せの中でそういった話し合いとかというのはあったのでしょうか。

○桜井 卓委員長 障がい福祉課長。

○吉見 昭障がい福祉課長 会費につきましては、特定非営利活動法人の活動の中での会計に伴うものですので、特に指定管理を所管する私どもから、お話はしておりません。

以上でございます。

○桜井 卓委員長 福祉部長。

○中村 稔福祉部長 申し訳ございません。

補足で、すみません、追加で答弁させていただきますが、会費等のところにつきましては、特にこちらから申し上げているところは、寄附金等ですね、先ほど課長からも申し上げたところでございますが、収益を増やすということにつきましては、まだ可能な余裕が、枠がございますので、具体的に申し上げますと、令和2年度の1日に当たりの利用者数は12.7人。20人定員ではございますが、登録者20人なんです、毎日全員が、フルに1年間利用されるということではございませんで、平均利用人数が12.7人ということで、ここからは、7人、8人程度の枠が、まだ毎日余っているという状況でございます。

ここが、もっと利用が増えれば、あと4割ぐらいの障害福祉サービス給付費が、収入が入るということでございますので、こちらにつま

しては、市内の利用枠は確保した上で、市外の方の利用も受入れ可能なのではないかとこのお話は、指定管理者とはさせていただいてるところでございます、指定管理者も、そのあたりの利用者の増については努力していくというお話はあったところでございます。

○桜井 卓委員長 松島委員。

○松島修一委員 そうですね。先般、そういった説明ありましたし、今回、やっぱり皆さんに、こういった活動を一般の方にも広く知っていただいて、いろんな支援をいただくというのも、努力も必要かなと思いますので、そういった定期的な打合せの中で、ぜひサジェスションもいただきながら努力をしてもらえればと思いますので、そういう形でお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○岸 昭二副委員長 桜井委員長。

○桜井 卓委員 では、私のほうから何点か質問をいたします。

まず、1点目ですけれども、今回から公募に切り替えられました。

これまでは、随意指定ということで指定をしてきたと思います。このタイミングで、なぜこの公募に切り替えたのかということについての説明をお願いします。これが1つ目です。

それから、2つ目です。

障害児学童保育ということで、放課後等デイサービスということだと思っておりますけれども、民間の放課後等デイサービスの事業者もかなり増えてきていると思うのですけれども、そこと

のすみ分けです。公設のこの学童保育室と民設のものとは、一体どういったすみ分けをしているのか、どういった違いがあると考えているのか、そこについて教えていただきたい。これが2点目です。

それから3点目です。

この指定管理者に関しては、このほかに事業は何も行っていないわけですね、このNPOは。それで、今までは随意指定をやってきていたもので、継続して運営ができたわけですけれども、もし、公募ということであれば、公募によってほかの事業者が採択をされた場合には、ではそこに勤めていた職員さんたちは、一体どうなってしまうのかということところが心配されるのですけれども、そのあたりどう考えていたのか。継続して職員が雇用できるような仕組みというのはどのように考えていたのか、教えてください。これが3点目です。

それから4点目ですけれども、もし、NPOのすきっぷが指定管理者とならなかった場合ですけれども、直近の令和2年度の決算書を見ますと、余剰金がかなり出ているわけですね。この余剰金に関して、一体どのように処理をするつもりだったのか。

当然選定されなければ、この事業者はもう事業ができないわけで、閉じざるを得ないと思っただけですけれども、その場合に、この余剰金は一体どうするつもりだったのか、これを教えてください。

それから、最後5点目です。

今回の指定管理料の算定に当たって、私は、この260万円というのは、今回公募でやっていますので、当然事業者から出てきた金額だとばかり思っていたんですけども、どうやら今までの質疑の内容を聞いていると、事前に市のほうと調整をして、120万円足りないから60万円増やして、60万円は企業努力でやってもらって、で260万円とするというような事前の調整があったように聞こえたんですけども、公募の場合に、特定の応募者と、そういった事前の調整ってやることなんですかね。なぜそのようなやり方をしたのか、そこについて説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○岸 昭二副委員長 中村福祉部長。

○中村 稔福祉部長 まず1点目の、なぜこのタイミングで公募になったのかということをございますけれども、今まで随意ということで非公募としてやってまいりました。

一方で、指定管理者制度は、もう御案内のとおり、能力のある事業者の幅広い参入の機会の確保ですとか、民間の持つノウハウを最大限に活用するというのを目的としておりますので、公募が原則ということでございます。

また、先ほどもお話ございましたけれども、すきっぷと同じ放課後等デイサービスの事業所が、市内及び近隣にも複数存在しておりまして、様々な各方面の方、関係者からも、公募でというような意見も寄せられていたことも事実でございます。

今回、改めて指定管理者制度の趣旨に沿いま

して、ガイドライン等、以前から定めておるところもございます。そちらの趣旨に沿いまして、市の方針として、今回、公募ということでさせていただいたところがございます。

2点目の放課後等デイサービス、民間とのすみ分けというところがございますけれども、先ほど、こちらの障害児学童保育室の設立の経緯等につきましては、若干御説明をさせていただいたところがございますが、平成11年当時から、実際は、この施設は稼働しているところがございます。当時は、放課後等デイサービスというサービスはございませんでしたが、そこで市のほうが入りまして、栄小の空き教室に施設を整備いたしまして、この施設を運営してきたところでございます。

そういった意味では、ずっといろいろなノウハウ等も持っている団体でございまして、ほかの施設と比べましても、大規模、人数等も大人数、受け入れているところがございます。高いサービスを提供しているものと考えているところがございますけれども、ただ、やはり、6月議会で、一般質問でもお答えしているところでございますが、市内での民間事業者の増加ですとか、障害福祉サービスを取り巻く状況、指定管理者制度導入時とは状況が変化してきているというような状況もございますので、この指定管理の在り方につきましては、今後、調査研究、検討してまいりたいと考えているところでございますが、現在、市内でこちらの施設を含めまして4施設ございますが、特に現在、すみ分け

というところでの、市のほうで分けをしているというところはございませんで、利用者の方から、それぞれの施設を選んでいただいている状況でございます。選んでいただけるような施設になるように、指定管理者には、また話し合いをしていく中で、話をしていきたいと考えております

それと、3点目の、もし、ほかの事業者が選ばれた場合の職員の雇用というところがございますけれども、今回の募集要項の中の選定基準の中に、現在の指定管理業務従事者の継続雇用及び雇用条件に配慮しているかという選定基準を設けておりまして、それらの、もし、別の事業者が選ばれることになった場合には、それらをきちんと継続雇用とか、そういったところを遵守する団体であると判断されたということになりますので、そちらについては、きちんと継続の雇用が守られるものと考えているところでございます。

あと4点目の余剰金の処理というところで、NPOを閉じることになった場合ということでございますが、こちらのNPO法人のすきっぷにつきましては、放課後等デイサービスのほかに障害児（者）の相談支援事業もやっておりますので、もし、そちらが継続ということになれば、NPOは即解散ということにはならないかなと思っておりますが、もし、そちらも閉じてしまうということであれば、NPOが消滅するというところで、そちらにつきましては、NPOの管轄である県等の指導を得ながら、そちらの

余剰金の扱いについては、適正に指導してまいりたいと考えているところでございます。

それと、5点目の260万円にするということ、話し合いを事業者としたのではないかとこのところでございますけれども、今回提案している事業者は、現在も指定管理者でございます。令和3年度の報酬改定によって運営が厳しいというやり取りの中で、そういったところ、もし、来年、次年度以降、指定管理者を続けるような状況であれば、そういったところも考えられるのではないかとこのお話はいたしました。この公募に当たって、この金額をどうかということの御相談をしたわけではございませんで、その結果、この金額が、指定管理者のほうから事業申請書で、事業計画の中に出されてきたというところでございます。

以上でございます。

○岸 昭二副委員長 桜井委員長。

○桜井 卓委員 まず1点目なんですけれども、原則公募というのは、これはもう、指定管理者制度ができた当時から変わらないことなんですよね。

確かに、最初できたときには、まだ、放課後等デイサービスというのが市内でもなかったかもしれないですけれども、少なくとも前回あたりではそういった動きがあって、先ほどの2番目の質問ともかぶりますけれども、民間の放課後等デイサービスと、このすきっぷに関しては、特に違いはないということであれば、私は何か違いがあるべきであって、ここの放課後等

デイサービスであれば、重度の障害を持っている人でも分け隔てなく受け入れますとか、そういった条件があるから、公設としてやっていく意義があるんだと思うんです。

それがなくてほかと一緒にであれば、公募にするぐらいだったら、なくてもよかつたんじゃないかと。全部民間に任せるとのことだあってあり得たんじゃないかと思うんですけれども、ガイドラインはもともと変わっていないので、このタイミングで変えるということに関しては、今の説明を聞く上で少し納得がいかないのですけれども、もう一度御説明をいただきたいと思えます。

それから、雇用の確保、継続雇用の関係ですけれども、指定管理者の評価、選定をするときに、評価基準みたいなものをちゃんとつくっていると思うのです。その際に、確かに私も募集要項を見て、継続雇用が評価のポイントに入っていることは分かったのですけれども、具体的に、ここの部分、どれくらい重きを置こうと考えていたのか。

つまり、ほかの部分で、別の事業者が高い評価を得られるようなものを出してきた場合に、当然その部分は継続雇用しなくても、全体で見ただけでは、評価が高くなる可能性だあってあったと思うのですよね。事前にどういった評価基準をつくっていたのか。もう、これがないと選ばれないような、そういった評価基準になっていたのかどうか、そこを教えてください。

それから、余剰金のことは分かりました。

最後の、事前に調整をしていないということですが、先ほど村田委員からの質疑の中でも、最初は報酬改定によって大きなマイナスになると。けれども、何とか余剰金を使いながら120万円までに圧縮できて、さらにそこから60万円というのは、市と事業者のそれぞれの努力と申しますか、市からは60万円出しますよと、事業者のほうは60万円、企業努力で何とかお願いしますと。

それで、260万円ということに落ち着いたというのはまさに事前の調整であって、本当であれば、事業者からしてみれば、余剰金を使ったとしても、少なくとも120万円ぐらいは指定管理料を増やしてもらわないとできないというような、そういった提案が上がってきていたんじゃないかと思うんです。

この事前の調整ができるというのは、随意指定だからできるのです。公募を選ぶということはそういうことです。1者しかなければ、相手方が高い金額で出してきたって、1者しかなければそれで飲まざるを得ない、それが公募のリスクだと思うのです。

そういったリスクがあるにもかかわらず、公募という手段を取ったにもかかわらず、結局は調整を行って、60万円に抑えさせたというようにしか見えないのですけれども。これ、本当に向こうが自主的に出してきた数字なのですか、改めて答弁を求めます。

○岸 昭二副委員長 中村部長。

○中村 稔福祉部長 まず1点目の民間とのすみ

分けというところでございますけれども、私の先ほどの説明が漏れていたところございまして、重度の方を受け入れているというところは、役割としてあると考えております。

現在、20の方が利用なさっているところでございますけれども、うち11人の方は、重度の障がいのあるでございまして、残りの9人の方は、重度以外の方となっております。半数以上が重度の方を受け入れているような状況でございまして、なおかつ、20人定員ということで、近隣では一番規模の大きな施設でございます。

そういった面から申しまして、なかなか民間の施設では受け入れが難しい方につきましても、特に川島ひばりが丘とか騎西特別支援学校の、両方の、知的障害と身体障害、両方併せ持った方につきましても受け入れているところでございますので、そういった面から、指定管理者の市の施設ということでの役割は、ほかのあすなろ学園、ふれあいの家等も含めまして、そういった役割については、あると考えております。

先ほどの説明で、そこが漏れておりまして、申し訳ございません。

それと、2点目の雇用の確保につきまして、評価するときの、こちらがなければ、選ばれていないようなことになるのかというところでございますが、今、手元に評価の基準等、持っていないところでございますが、こちらのウエイトは高いものと考えておりますが、ただ、これがなくて、ほかのところの、ちょっとなかなか

考えづらいところではございますが、評価のほかの評点が高くて、結果、ほかのところを選ばれるということは、絶対ないとは言えないと思うのですけれども、まず、こちらの雇用の継続というところが、もし、ないということであれば、そちらの事業者は選ばれないのではないかと考えているところでございます。

それと、事前の調整ではないかという話でございますが、先ほどの話、報酬改定が行われてから費用が大変だという話から協議をしてきた中で、この話が出たところでございますが、応募するのであればというところの前提が、お互いにあったというところは否めないところでございますけれども、その報酬改定の協議の中で、この数字の協議をやらせていただいたというところはございますけれども、今回の公募に当たって、この調整をしたということではないということでご申し上げておきます。

以上でございます。

○岸 昭二副委員長 桜井委員長。

○桜井 卓委員 ありがとうございます。

まさに今、部長がおっしゃった1点目の部分ですね。規模が大きいとか重度の障害児をたくさん受け入れていると。これこそが、このすきっぷの特異性であって、それが今まで随意指定でやってきた理由なんじゃないですか。

だから、私は今回、公募に切り替えたということは、ちょっと安易だったんじゃないかなと思いますけれども、ここで指摘することではないので、意見として申し上げておいて終わりに

したいと思います。

○桜井 卓委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○桜井 卓委員長 大丈夫ですね。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○桜井 卓委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○桜井 卓委員長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○桜井 卓委員長 休憩を解いて再開いたします。

続いて、日程第2、議案第65号 北本市国民健康保険条例の一部改正についての審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。



岸委員。

○岸 昭二委員 それでは、最初ですので、何かから聞きましょうかね。

今回の一部改正が出てくる背景というかきっかけになるのが、産科医療補償制度というのが、金額が変わったということですよ。

まず、その辺りについて、この制度自身は想像がつかますけれども、産科医も大変ですので、万が一のときの保険みたいなものでしょうけれども、その制度とはどんなものなのか。

普通は、大変だし、お金がかかっていくものかなと、プラスになっていくんじゃないのかなと思うけれども、減額になったというのは、まず入口なので、そこら辺の説明をいただきたいということです。

それと、減額になってそのままでもいいわけですよ。そうすると42万円が、ちょっと金額が目減りするわけですね。セットでなっているので、そういうことなんですよ。そのセットになっているというのもよく分からないんですけども、そのまんまでもいいんじゃないか。

でも、42万円になるように、今回のこの何ですか、で、上げてきたわけですよ。そこにはどういう議論があったのかな。そのままでもいいんじゃないのか、42万円にしよう、もっと上げよう、そういう議論はなかったのかなというところかな。

その2点、お願いいたします。

○桜井 卓委員長 健康推進部長。

○古海史予健康推進部長 それでは、御質問に順

次お答えしていきたいと思います。

まず、今回の値上げの原因となりました産科医療補償制度でございますけれども、これは、分娩に関連して発生したお子さんの障害や医療の先生方ですね。そういった方々に、万が一、事故が起きても補償をするという趣旨で創設された制度でございます。

今回、なぜ掛金が下がったのかというところですが、創設当時、こちらは、全ての出産が対象になるわけでは元々なくて、当時、妊娠中の後半、出産しても未熟児、早産であっても、何とか元気に赤ちゃんが育ってくれるだろうという月数以降しか、そもそも対象になっておりません。妊娠3か月とか4か月とか、そういったお子さんが生まれたときということではなくて、ある一定の週数以上の出産でしかもともと対象ではなかったんですけども、当初、そういった月数が割と早い時期に出産されたときに生じた事故というのは、もともと未熟児だったことが原因で障害が起きると考えられていたそうです。

要は、月数が、出産に近づかない早い時期に出産することが原因で障害が起きるというふうには考えられていて、出産中の事故、あくまでも産科医療補償制度というのは、お産をしているときに起きた事故。予測し得なかった事故によって、お子さんに障害が発生するということを補償するものなので、医学上、小さな、本来であれば、10か月おなかの中で育った出産してくるところが、早い時期に生まれてくれば当然

リスクもあるわけなので、自然に生まれたことによる障害までは対象にしませんよという制度だそうです。

それで、こういった制度が、何度か事例を繰り返してこれまでの検証をした結果、早期に出産することによる障害というのは、ほとんど医学的には起こらないということが分かってきて、ほとんどが、やはり出産の事故による障害ということがこれまでの事例で明らかになってきたので、対象となる月数というものがきちんと明確化されて、これまでは対象になるかならないものは、個別審査というものを取り入れていたということだそうなんですけれども、そういった個別審査をやめますと。

申請されたものは、全て、基本的には基準を満たしていれば対象にするというようなことで、そういった恐らく手間の部分かと思えますけれども、個別審査が廃止されたことによって、保険の掛金が下がったというような説明を受けております。

すみません。3点目の、当然金額については、上げるべきなのか、維持するべきなのかという議論があったのではないかとということなんですけれども。

○岸 昭二委員 そのままというの。

○古海史予健康推進部長 そのまま、維持というのは、事実上、下がるということですね。

保険の掛金が下がった分だけ、我々市民が手にする総額は下がるという考え方があろうということなんですけれども、御指摘のように、この金

額は国が決めておりまして、国が決定している議論の議事録を見ますと、本体はそのまま維持して、保険料の掛金分だけ下げるという議論もありましたし、総額を維持するべきではないかという両方の意見が出たということなのですが、最終的には少子化の対策としての重要性。

やはり出産に係る費用を支援するということは、少子化対策として非常に重要なことであるので、支給総額は維持するという結論に達したと国の報告書にはなっておりまして、我々に来ました通知でもそのように記載がございました。

○桜井 卓委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 基本的なことを聞いておくのを忘れたけれども、これって、日本全国一律で、産科医の補償制度の減額と42万円キープするというのは、北本市のオリジナルではないということその大事なところ、確認が1点です。

それと、減額されるということは、分娩する人が支払う、結果にはお金になるわけですね。分娩医が、そういう制度のところ支払うんだけれども、結局は、分娩する人が支払う金額だから、減額されれば喜ぶと言ったらおかしいけれども、支払う金額が基本的には下がるわけですからということですよ。

それが、出産一時金が42万円、これとセットになっているというところが、非常に分娩する側からすると分かりづらい。だから、分かりづらいと思うんですけれども、セットになっているということが、そういう決まりになっているということなんですかね。それが2点目です。

それと、今の説明でよく分かりましたけれども、42万円にするように今後は上げた部分に関しては、少子化対策に資するための出産費用を少なくするというか、そういう考えがあったので、42万円に、要するに、ここで上げているわけですよ。ということで、そういう説明だったんですけども、それは確認ですけども、そういうことでよろしいのかどうなのか、その3点。

○桜井 卓委員長 健康推進部長。

○古海史予健康推進部長 まず1点目の、全国一律かということにつきましては、国が、健康保険法で適用しておりますので、国保以外の健康保険につきましては、法律上で一律で決まっております。

国民健康保険につきましては、基本的にそれぞれの市町村が、それぞれの条例で保険事業の費用を決めておりますので、体裁上は、それぞれの自治体が国の健康保険法上の規定をしんしゃくして、各自治体の条例で定めるということになっておりますので、今回、北本市も国に倣いまして変えたということです。基本的には一律です。

ただし、この出産育児一時金とは別に、さらに付加を、さらにプラスするという制度を設けている健康保険組合や市町村がございますので、そういった意味で金額が違う。北本市は総額で42万円をお支払いしていますけれども、健康保険組合や他の自治体と金額が違うというのは、そういう制度を独自で設けているところにつき

ましては、この金額より上乗せのお金をお出ししている健康保険組合や自治体もございます。

それに関連して、先ほど3つ目の質問なんですけれども、おっしゃるとおり、少子化対策として42万円を支払うこと。総額を維持するべきだという考え方にのっとって、お支払いをすることになっております。

その背景としては、実際に医療機関に出産したときにお支払いをする金額が、42万円を超えているケースが非常に多いという実態がございますので、それを勘案して、本来であれば、42万円より低ければ、さらに下がった分だけ低く医療機関にお支払いしていただければ、差額分が自分の払う分が少なくなりますので、よくなるということなんですけれども、実態としては多く払っておりますので、そういった観点から総額を維持するという考え方が持ち出されるようです。

○桜井 卓委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 最後ね。

この議案から外れますけれども、出産育児一時金ということで、何千円かもしれないけれども値上げしたということですよ。過去は低かったのを、そのままの金額にするということは、値上げしなかったら一緒にならないわけだよね。

そのときに、42万円をもうちょっと、例えば45万円にするとか50万円にするとか、要するに、少子化に対することというのは国民の総意でね、赤ちゃんから年寄りまでお金払っているわけですよ。

それ全体で上げていかなくちやいけない課題だと思っけれども、そういう議論といいますか、それで42万円になったんでしょけれども、42万円という、現状維持をキープしましょうみたいな、そういうニュアンスで聞こえるんですけども、そういう議論といいますか、我々は会派としては、やっぱりそういう世界をつくっていきたく思うから、50万円にというものを主張していますけれども、そういう議論はなかったのか。

あと、実際、今、幾らぐらいかかっているかという、現地調査のときでも分かりましたけれども、現実の金額に、その42万円というのはちょっと手前ですよ。その辺りについての議論というのはなかったんですか。それについて、最後。

○桜井 卓委員長 健康推進部長。

○古海史予健康推進部長 まず、42万円より払ってもいいのではないかというお話につきましては、基本的には、国の制度をそのまましんしゃくしまして、市の条例で決めておりますので、出産育児一時金としては同じ金額というのが妥当だろうと考えております。

ただし、そこに上乗せをするという、別の、市独自の仕組みを導入するかどうかということについては、こちらの上乗せの部分につきましては、国からの補助ですとか、県からの補助の対象には全くなりませんので、上乗せした部分については保険者がお支払いする保険税、これを充てることになってまいりますので、そうし

ますと、保険税の値上げに直結する可能性というのが非常に高くなってまいりますので、やはり、慎重な議論が必要ではないかという点と、あと健康保険組合、先ほど上乗せしている企業がありますよというお話をしたんですが、やはり一部の大企業に限られておまして、多くの市民が加入されている健康保険組合につきましては、市と同額の42万円のお支払いということになっておりますので、加入している健康保険組合によって、市民が受ける、もらえる金額が違ってくるというのも、なかなか難しい部分がございますので、やはり国民健康保険だけ値上げをするということについては、市としては慎重な姿勢を取っております。

一方で、国におきましては、やはり医療機関にお支払いする出産費用と一時金の差が大きいということは、国民の皆様から御要望等をいただいて、上げるべきではないかという議論が否決、今回は見送られておりますけれども、引き続きなされているようですので、自由診療である出産費用の中身ですね。こういった費用にお金がかかっているのか、どれが治療費なのかということの詳細な分析などをして、今後、引き続き検討していくというような結論に今はなっているようです。

○桜井 卓委員長 実費について。

○岸 昭二委員 実費はどれぐらいかかっているのか。

○古海史予健康推進部長 実際は、実費は、やはり50万円程度かかっているようだとお伺いして

おりますが、やはり医療機関によって異なりますので、この近隣ですと、50万円いかないような医療機関もあるとお聞きしております。

○桜井 卓委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高橋委員。

○高橋伸治委員 こういう分野は疎いですが、今回の議案では、いわゆる正常分娩というか普通の分娩前提でということだと思んですけども、異常分娩とかいうのが分かっているの出産なんていうときには、どういう仕組みになっているのですか。

○桜井 卓委員長 健康推進部長。

○古海史予健康推進部長 異常分娩になりますと、途中から医療保険に切り替わる仕組みになっております。

○桜井 卓委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 すみません、参考に、異常分娩の種類と、それから医療保険に変わったときはどういう給付になるのか。大枠でいいですけどもお願いします。

○桜井 卓委員長 この議案と関係ないと思えますけれども。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○桜井 卓委員長 よろしいですか。

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○桜井 卓委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号 北本市国民健康保険条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○桜井 卓委員長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議長から健康福祉常任委員会に付託されました議案2件の審査が終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については正副委員長に御一任いただき、案を作成後、皆様に配付し、御意見を伺いたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○桜井 卓委員長 では、そのようにさせていただきます。

副委員長に閉会をお願いします。

○岸 昭二副委員長 以上をもちまして、健康福祉常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時30分